必ずお読みいただいたうえで申請をして下さい

**＜任意継続被保険者資格取得申請される方へ＞**

* 申請される方は**資格喪失日より20日以内**に下記提出書類をご提出ください。　　　　　（資格喪失日（退職日の翌日）から徳洲会健康保険組合受付日までが20日以内）
* 任意継続を申請されますと受理後、当組合より申請書に記載されている住所宛に「健康保険任意継続・介護保険被保険者資格取得通知」及び「保険料納付書」が送付されます。

初回保険料納付確認後、簡易書留にて保険証を送付させて頂きます。申請後、申請書住所を留守にする場合等は、事前に事業所の総務または下記問い合わせ先までご連絡ください。

* 保険料は、納付書に記載されている納付期限までに納めることになっています。

納付書に記載されている納付期限までに初回保険料納付が確認できない場合、任意継続被保険者資格が取消されます。

* 半年・一年前納を希望されますと初回に1ヶ月分又は2ヶ月分と前納分の納付書を送付します。

毎月納付を希望されても初回に2ヶ月分の保険料納付をしていただくこともあります。

詳しくは「保険料納付方法について」をご参照ください。

**＜提出書類＞**

* 任意継続被保険者資格取得申請書
* 誓約書
* ご家族の扶養申請をする方は「健康保険被扶養者（異動）届」及び必要添付書類

　（添付書類については事業所の総務又は下記問い合わせ先へ照会ください。）

＜問い合わせ先＞

530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-3-1-900号

徳洲会健康保険組合

ＴＥＬ：０６－６３４５－６０５０

ＦＡＸ：０６－６３４５－６０５１

任意継続被保険者制度に関するＱ＆Ａ

1. 申請書の提出期限を過ぎてしまったが、今からでも手続きすることが出来るか？

Ａ）申請は退職日の翌日から当組合受付日までが20日以内と決まっている為、　手続きすることは出来ません。

1. 住所・氏名の届出内容に変更がある場合の手続き方法は？

Ａ）当組合ホームページより申請書をダウンロード頂き、届出いただくか、　　問い合わせ先までご連絡いただければ申請書を送付させて頂きます。

1. 任意継続手続き中（手元に保険証がない時）に病院等受診をして全額負担（10割負担）した場合、どうすればよいか？

Ａ）「療養費支給申請書」をご提出頂くことで当組合より保険給付分（7割又は8割）を給付します。

1. 扶養に入る・国民健康保険へ切り替えたい時の資格喪失手続き方法は？

Ａ）

＜当月保険料を既に納付頂いている場合＞（①又は②により資格を喪失します。）

①翌月保険料を納付しないことで翌月納付期限の翌日に自動喪失となります。

　例）Ｒ4.1月保険料納付済の場合はＲ4.2月保険料未納にすることで納付期限　（Ｒ4.2.10）の翌日であるＲ4.2.11付で資格喪失。

②「健康保険任意継続資格喪失申請書」の「4.任意継続被保険者でなくなることを申出するため」を選択・届出した場合は当組合が受付けた月の翌月１日に資格喪失となります。

例）Ｒ4.1月中に「健康保険任意継続資格喪失申請書」を当組合が受付けた時はＲ4.2.1付で資格喪失。

＜当月保険料をまだ納付頂いていない場合＞

当月納付期限までに納付しなければ納付期限の翌日に自動喪失となります。

例）Ｒ4.1月保険料の納付をまだしていない場合はＲ4.1月保険料未納により納付期限（Ｒ4.1.11）の翌日であるＲ4.1.12付で資格喪失。

＊なお、当月（Ｒ4.1月）に「健康保険任意継続資格喪失申請書」の「4.任意継続被保険者でなくなることを申出するため」を選択・届出した場合であっても、当月保険料未納による喪失が優先されます。

保険料納付方法について

* 納付方法（初回を除く）

|  |  |
| --- | --- |
| 納付方法 | 期　　　　間 |
| 毎　　月 | 毎月、月初に納付書を送付（納付期限：当月10日)　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 半年前納 | 3月初に4月～9月分納付書を送付（納付期限：3月末)　9月初に10月～翌3月分納付書を送付（納付期限：9月末) |
| 一年前納 | 3月初に4月～翌3月分納付書を送付（納付期限：3月末) |
| 口座振替 | 当組合ではしておりません |

（※納付期限が、土、日、祝日等による金融機関の休日にあたる場合は、その翌日）

* 初回納付方法

|  |  |
| --- | --- |
| 納付方法 | 期　　　　間 |
| 毎　　月 | 初月分納付書を送付(納付期限：処理日翌日より金融機関等の5営業日後)　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊事務処理上、20日過ぎ以降に申請書を処理する場合、翌月1日処理となることがあり、この場合は2ヵ月分の納付書を送付します。 |
| 半年前納 | 4月～9月、10月～翌3月の期間で前納（納付期限：納付月の前月末）　　　　　　　　　　　　　　　　＊申請書処理月分までは1ヵ月ずつの納付（納付期限：毎月納付と同様） |
| 一年前納 | 4月～翌3月の期間で前納（納付期限：納付月の前月末）＊申請書処理月分までは1ヵ月ずつの納付（納付期限：毎月納付と同様） |

（※納付期限が、土、日、祝日等による金融機関の休日にあたる場合は、その翌日）

（初回納付方法の具体例）

（例1）Ｒ4.1.10喪失でＲ4.1.14日に申請書類を受付けた場合　　　　　　　　　　書類に不備がなければ書類受付日に処理をさせていただきます。 （土日祝祭日を除く）

　 Ａ）

　　　1.毎 月・・・Ｒ4.1月納付書のみ送付します。(納付期限：Ｒ4.1.21)

　　　2.半年前納・・・Ｒ4.1月納付書(納付期限：Ｒ4.1.21)と　　　　　　　　　Ｒ4.2～3月前納納付書(納付期限：Ｒ4.1.31)を送付します。

　　　3.一年前納・・・Ｒ4.1月納付書(納付期限：Ｒ4.1.21)と　　　　　　　　　Ｒ4.2～3月前納納付書(納付期限：Ｒ4.1.31)を送付します。

（例2）Ｒ4.1.10喪失でＲ4.1.28日に申請書類を受付けた場合

事務処理上、翌月1日（2月1日）処理となります。（土日祝祭日を除く）

Ａ）

1.毎 月・・・Ｒ4.1月納付書とＲ4.2月納付書(両方納付期限：Ｒ4.2.8)を送付します。

2.半年前納・・・Ｒ4.1月納付書とＲ4.2月納付書(両方納付期限：Ｒ4.2.8)と

Ｒ4.3月前納納付書(納付期限：Ｒ4.2.28)を送付します。

3.一年前納・・・Ｒ4.1月納付書とＲ4.2月納付書(両方納付期限：Ｒ4.2.8)と

Ｒ4.3月前納納付書(納付期限：Ｒ4.28)を送付します。

（例3）Ｒ4.4.10喪失でＲ4.4.14日に申請書類を受付けた場合

書類に不備がなければ書類受付日に処理をさせていただきます。 （土日祝祭日を除く）

Ａ）

　　　1.毎 月・・・Ｒ4.4月納付書のみ送付します。(納付期限：Ｒ4.4.21)

　　　2.半年前納・・・Ｒ4.4月納付書(納付期限：Ｒ4.4.21)と　　　　　　　　　Ｒ4.5～9月前納納付書(納付期限：Ｒ4.5.2)を送付します。

　　　3.一年前納・・・Ｒ4.4月納付書(納付期限：Ｒ4.4.21)と　　　　　　　　　　Ｒ4.5～翌3月前納納付書(納付期限：Ｒ4.5.2)を送付します。

（例4）Ｒ4.4.10喪失でＲ4.4.28日に申請書類を受付けた場合

事務処理上、翌月1日（5月2日）処理となります。（土日祝祭日を除く）Ａ）

　　　1.毎 月・・・Ｒ4.4月納付書とＲ4.5(両方納付期限：Ｒ4.5.12)

　　　2.半年前納・・・Ｒ4.4月納付書とＲ4.5(両方納付期限：Ｒ4.5.12)と

　　　　　　　　　　　Ｒ4.6～9月前納納付書(納付期限：Ｒ4.5.31)を送付します。

　　　3.一年前納・・・Ｒ4.4月納付書とＲ4.5(両方納付期限：Ｒ4.5.12)と　　　　　　　　　　Ｒ4.6～翌3月前納納付書(納付期限：Ｒ4.5.31)を送付します。

**誓　　約　　書**

徳洲会健康保険組合理事長　殿

　この度、任意継続被保険者資格取得につき、次の事項を誓約し、固くこれを遵守履行いたします。

記

　１．任意継続保険料納付する際は、手元に納付書が届いてから金額を確認のうえ振込むこと。

２．振込手数料については、被保険者本人が負担すること。

３．納付書に記載されている納付期限までに保険料納付しなかった場合、資格を喪失することに異存なきこと。

　　　年　　　月　　　日

被保険者住所

被保険者氏名



